杉並子ども食堂ネットワーク　会則

（名称）

第１条　本会の名称は、「杉並子ども食堂ネットワーク」とする。

（目的）

第２条　本会は、「子どもの社会問題」としてそれぞれの地域で抱えている課題解決のため、食を通して居場所づくりをしている個人や団体が、ゆるやかなつながりをもち、情報交換や資材の共有、様々な連絡調整を行い、子どもへの支援活動の輪が広がるような活動をすすめていく。また、子どもたち自身が自分で居たい場を選び、参加し、地域の大人や仲間とつながり、自分自身を大切にしながら地域の中で成長していくことを目指す。さらに、全ての子どもたちが環境に左右されることなく、学びの機会を持てる地域をつくっていく。

なお、本会では参加する子ども食堂を管理したり、それぞれの食堂で生じた個別の問題について責任を負わない。

（活動内容）

第３条　本会は、第　条の目的を達成するために、次の活動を行う。

（１）ネットワーク連絡会の開催

（２）活動団体間の情報共有・運営協力・各種連携

（３）活動の周知・広報

（４）その他、会の目的達成のために必要となる活動

（５）新たに子ども食堂を立ち上げる団体へのアドバイス、支援活動

（６）子ども食堂の質の向上のための活動（勉強会・講演会など）

（７）企業、行政の支援や物資の流通などの循環を考え、実践する活動

（構成員）

第４条　１．本会の構成員は、趣旨に賛同し、目的に合致する活動を実施する団体とする。

２．新たに構成員を加える場合は、目的に合致するかを検討の上、既存の構成員の承認をもって認めるものとする。

（入退会）

第５条　１．本会の入会は、所定の入会申込書（別紙 1）を窓口（杉並社協）へ届け出を持って行う。「杉並区の食品衛生のポイント（別紙 2)」を参考に、常に食品衛生に配慮した運営に努め、保健所に相談すること。食堂開始半年以内を目安に保健所へ「小規模給食施設、ボランティア給食における食事の提供（開始・変更・廃止）届」を提出する。※営業許可を取っていても提出する。

２．退会の場合は事前に、５地域のコアメンバー、又は窓口（杉並社協）へ申し出を行う。

３．反社会的勢力である、又は、関与、利用していると認められるときには退会となる。

（コアメンバー）

第６条　１．杉並子ども食堂ネットワークを５地域に分け、各地域の構成員から２団体のコアメンバーを選出する。

２．コアメンバーの任期は、年度当初の連絡会で承認された日から２年とする。（再選は妨げない）

３．コアメンバーは連絡会（勉強会）の招集、運営にあたる。

＜５地域の地域割＞

・和田・方南・高井戸

・高円寺・阿佐ヶ谷

・井草

・荻窪

・西荻・善福寺

（会計）
第７条　１．本会に会計を１名置く。
２．会計の任期は、年度当初の連絡会で承認された日から２年とする。
（会計報告）
第８条　会計は年１回、年度当初の連絡会にて前年度の会計報告を行い、構成員の承認を得るものとする。
（窓口）
第９条　窓口を、杉並区社会福祉協議会地域支援課地域福祉推進係（杉並区天沼 3-19-16）に置く。
（遵守事項）
第 10 条　１．本会では、著しい営利や特定団体への勧誘を目的とした行為は行うことはできない。
２．杉並子ども食堂ネットワーク及び他の子ども食堂の名誉又は信用を損なう言動や行為をしてはならない。
（連絡会又は勉強会の出席）
第 11 条　１．構成員は、毎年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の間に 1 回以上、連絡会又は勉強会に出席するものとする。（オンラインでの出席も含む）やむを得ず出席できない場合は、情報シートを提出のうえ、その理由の申し出を行う。
２．構成員が当該年度に一度も連絡会又は勉強会に出席しない、情報シートの提出もない場合は、次年度以降のリーフレット及びホームページへの掲載を停止する。
但し、ネットワークへの加入は継続するものとし、第 11 条　1 の要件を満たした場合は、リーフレット及びホームページへの掲載を再開するものとする。
（事業年度）
第 12 条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。
（会則の改定）
第 13 条　会則の改定は会議において構成員の協議をもって定める。

附則
この会則は 2018 年 2 月 1 日から施行する。
附則（2018 年 4 月 24 日）
この会則は 2018 年 4 月 24 日に改定し、2018 年 4 月 24 日から施行する。
附則（2025 年 3 月 24 日）
この会則は 2025 年 3 月 24 日に改定し、2025 年 4 月 1 日から施行する。
附則（2026 年 3 月 19 日）
この会則は 2026 年 3 月 19 日に改定し、2026 年 4 月 1 日から施行する。
附則（2026 年 7 月 15 日）
この会則は 2026 年 7 月 15 日に改定し、2026 年 7 月 15 日から施行する。
附則（2026 年 10 月 21 日）
この会則は 2026 年 10 月 21 日に改定し、2026 年 10 月 21 日から施行する。